

掛川市規則第13号

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

掛川市母子保健法施行細則（平成25年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項に規定する額（以下「費用額」という。）を決定したときは、書面により納入義務者に通知するものとする。

第10条の見出しを「（費用額の変更）」に改め、同条第1項中「前条の規定にかかわらず、費用を徴収しない」を「費用額を変更することができる」に改め、同条第2項中「不徴収事由申告書」を「費用額変更事由申告書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により費用額を変更した場合について準用する。

別表備考2の(2)中「第24項」を「第25項」に改める。

別表備考中7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

- 3 所得割の額を計算する場合において、乳児の属する世帯が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子又は父となった男子であって現に婚姻をしていないものの属する世帯に該当するときは、備考1の規定にかかわらず、当該女子又は男子を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第314条の2第1項第8号（当該女子が同法第314条の2第3項に該当する者であるときは同項）の規定を適用するものとする。

- 4 備考3の規定は、所得税の額を計算する場合について準用する。この場合において、備考3中「所得割」とあるのは「所得税」と、「備考1」とあるのは「備考2」と、「地方税法第292条第1項第11号」とあるのは「所得税法第2条第1項第30号」と、「同項第12号」とあるのは「同項第31号」と、「第314条の2第1項第8号」とあるのは「第81条第1項」と、「同法第314条の2第3項」とあるのは「租税特別措置法第41条の17第1項」と読み替えるものとする。

様式第10号中「不徴収事由申告書」を「費用額変更事由申告書」に、

「

不徴収の事由	
--------	--

」

を

「

費用額変更の事由	
----------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。